

平成29年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成29年 7月 3日(月) 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時50分

場所 第3委員会室

出席委員 武内政文委員長

荒木裕介副委員長

松澤正委員、杉島理一郎委員、神尾高善委員、鈴木弘委員、長峰宏芳委員、
山本正乃委員、山川百合子委員、石渡豊委員、西山淳次委員、大嶋和浩委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

高柳三郎総務部長、上木雄二税務局長、高橋謙総務部副部長、
和栗肇契約局長、坂本泰孝参事兼税務課長、表久仁和人事課長、
穴戸佳子職員健康支援課長、山崎高章文書課長、廣川達郎学事課長、
若林裕樹個人県民税対策課長、澁澤陽平管財課長、川崎弘貴統計課長、
山崎さおり総務事務センター所長、佐々木亨行政監察幹、伊田恒弘入札課長、
黒坂和実入札審査課長、見留満裕技術評価幹、大久保修次県営競技事務所長

縄田敬子秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

野口典孝人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、藤岡麻里任用審査課長

[県民生活部関係]

稲葉尚子県民生活部長、杉野勝也県民生活部副部長、

中川典之県民生活部副部長、山野均スポーツ局長、

細野正広聴広報課長、影沢政司共助社会づくり課長、木村勇人権推進課長、

秋葉直明県政情報センター所長、横内ゆり文化振興課長、島田邦弘国際課長、

岩崎寿美子青少年課長、依田英樹スポーツ振興課長、

都丸久ラグビーワールドカップ2019大会課長、

斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、堀光美知子男女共同参画課長、

田中誠消費生活課長、風上正樹防犯・交通安全課長、

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第72号	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第73号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第74号	埼玉県税条例の一部を改正する条例	原案可決

議案番号	件名	結果
第76号	専決処分の承認を求めることについて(埼玉県税条例の一部を改正する条例)	原案可決

2 請願
なし

所管事務調査(総務部関係)
職員の執務環境の改善について

報告事項(県民生活部関係)

- 1 指定管理者に係る平成28年度事業報告書及び平成29年度事業計画書について
- 2 平成29年度における指定管理者の選定について
- 3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備状況について

【付託議案に対する質疑】

杉島委員

第72号議案及び第73号議案について伺う。

- 1 本県における失業者の退職手当の支給実績及び非常勤職員の育児休業の取得実績はどのくらいか。
- 2 今回の条例改正の内容に該当する職員はいるのか。
- 3 今回の条例改正による予算への影響はどうか。

人事課長

- 1 失業者の退職手当の平成28年度の支給実績については、知事部局は実績がなく、教育局等を含めると112名であった。非常勤職員で育児休業を取得した者の数は、平成28年度の実績で4名であった。このうち、子が1歳6か月に達する日まで育児休業を取得した者はいなかった。
- 2 失業者の退職手当は、任期が1、2年の育児休業代替職員や教育局の臨時的任用教職員などの勤続期間が短い職員が該当してくる。非常勤職員の育児休業については、育児休業を取得する非常勤職員の数が多くないため、改正内容に該当するケースも少ないものと考えられる。
- 3 失業者の退職手当は、平成28年度実績では、1人当たりの平均支給額は、約30万円である。今回の条例改正による影響を受ける対象者は限りなく少なく、改正により急激に予算が増えることは想定していない。非常勤職員の育児休業については、育児休業期間が延長されても、対象となる者が多くないため、予算に与える影響は、ほぼないと考えている。

松澤委員

第74号議案について伺う。

- 1 さいたま市への県費負担教職員の給与負担事務の移譲と、それに伴う税源移譲により、県の予算にどのような影響があるのか。
- 2 エコカー減税について、専決処分と今回の条例改正議案と2回改正を行っているが、それぞれの影響額はどのくらいか。

参事兼税務課長

- 1 県からさいたま市への税源移譲額として、個人県民税所得割の2%に当たる約320億円を見込んでいる。一方で、県からさいたま市に移譲されることとなる県費負担教職員の給与費として約460億円を見込んでいる。差額として約140億円が生じるが、この部分については国からさいたま市に直接交付される国庫負担金や地方交付税等によって措置される仕組みとなっている。
- 2 エコカー減税については、乗用車販売への影響に配慮し段階的に対象を絞り込むという趣旨で地方税法が改正されている。これを受け、県税条例においても、平成29年度の取得から適用となる規定については、緊急に改正を要するものとして専決処分をさせていただいた。平成30年度の適用分については、今定例会において改正案を提案させていただいた。改正による影響額は、国の地方財政計画を基に試算をしたところ、毎年

度13億円、2か年度で26億円程度の増収を見込んでいる。ただし、同時にエコカー減税の対象車が増加することによる減収分も見込まなければならないため、この26億円が単純に増収となるものではない。

山川委員

第72号議案について、失業者の退職手当の給付日数はどのくらいか。また、個別延長給付日数は、どのくらいの延長が可能となるのか。

人事課長

勤続期間や退職理由等で異なるが、自己都合以外で退職する場合の給付日数は120日で、個別事情により60日延長し、合計180日分の失業者の退職手当を支給するのが一般的な例である。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（職員の執務環境の改善について）】

松澤委員

- 1 昨年度の総務県民生活委員会の所管事務調査で、「今後、執務環境の整備にどのように取り組んでいくのか」との質問に対して、「引き続き、管財課が所管しているエコオフィス化改修事業やエコトイレ導入事業を計画的に進めていく」との答弁があったが、今年度の取組状況はどうか。
- 2 本庁舎は建物も古く、執務室に入ると一部で壁の塗装が剥げコンクリートが削れているような箇所もある。このままだと、職員にも悪影響を及ぼす可能性もあると思うが、どうか。

管財課長

- 1 エコオフィス化改修事業は、高効率空調機器やLED照明を導入するものであるが、今年度は消防学校や越谷合同庁舎など6施設の工事を予定している。また、春日部地方庁舎、川口保健所など5施設で設計を予定している。次に、エコトイレ導入事業は、トイレのバリアフリー化、洋式化、節水器具の導入等を行うものであるが、今年度は熊谷地方庁舎、所沢地方庁舎など5施設の工事を予定している。また、鴻巣保健所、熊谷児童相談所など8施設で設計を予定している。
- 2 厳しい財政状況の中で、直接県民に関係のあるような施設・設備の整備を優先し、どちらかというと職員の執務環境の改善を先送りしてきた。確かに、このままでは職員の事務能率が低下し、ひいては県民サービスの低下を招くのではと心配している。昨年度の所管事務調査も受けて、現在、机や椅子などを所管する会計管理者等とも協議しながら、執務環境の改善について検討しているところである。

松澤委員

エアコンの設定温度については、役所は28度としている所が多いようだが、報道によると、その根拠がはっきりしていないようである。県庁舎における空調の温度設定はどうなっているか。

管財課長

空調の温度については、事務所衛生基準規則で17度以上28度以下になるようにすることが定められている。そこで、夏季については、28度を上回ることはないように、空調温度を基本的に27度に設定している。本日も、業務開始時刻の午前8時30分には28度以下になるように、午前8時から冷房を入れている。

杉島委員

執務室内の更新について、所属ごとではなく、管財課が一括して計画的に進めることが必要だと考えるがどうか。

管財課長

壁の塗装を一例に申し上げると、本庁舎については、廊下等の共用部分は管財課が一括して実施しており、平成26年度末には3階、平成27年度には残りの階の工事を実施した。執務室内については、各課で繁忙期が異なることや、壁の塗装などは少額で実施できることなどから、各課の判断で行っている。しかし、管財課で一括実施する方が効率的な場合も考えられるため、まずは地域機関も含めた実態調査を行った上で、しっかりと対応していきたい。